

## 平成27年第1回国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会議事要旨

日 時：平成27年1月14日（水） 午後2時45分～

場 所：第二会議室

出席者：吉田 晃敏学長，松野 丈夫理事，藤尾 均理事，竹中 英泰理事，  
高井 章副学長，渡部 剛教授，千葉 茂教授，鈴木 裕教授，  
林 要喜知教授，千石 一雄教授，作宮 洋子教授，立野 裕幸教授，  
久保 進事務局長，吉田 貴彦教授，

欠席者：服部 ユカリ教授，

陪席者：宮森 雅司監事，太田学長政策推進室長，萩総務部長，小出教務部長，  
大石総務課長，滝本企画広報評価課長，加藤研究支援課長，伊藤会計課長，  
西田学生支援課長

議事に先立ち，学長から，平成26年第11回（平成26年12月10日開催）教育研究評議会の議事要旨が諮られ，これが了承された。

### 議 題

#### 1. 教員の人事について

##### (1) 内科学（消化器・血液腫瘍制御内科学分野）教授候補者の採用方針等について

本件について，学長から発議及び資料1に基づき，内科学講座（消化器・血液腫瘍制御内科学分野）の教授が平成27年3月31日をもって定年退職となることに伴い，公募により教授の採用を行うことについて，審議の結果，資料の採用方針，公募方法・内容等が了承された。

##### (2) 麻酔・蘇生学講座教授候補者の採用方針等について

本件について，学長から発議及び資料2に基づき，麻酔・蘇生学講座の教授が平成27年3月31日をもって定年退職となることに伴い，公募により教授の採用を行うことについて，審議の結果，資料の採用方針，公募方法・内容等が了承された。

（議事の進行上，議題1.（3）に先立って報告事項の1. 学長報告（1）について，学長から報告があった。）

##### (3) 助教等候補者の選考について

本件について，学長から発議及び資料3（事前配付資料1～4）に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり助教等候補者の選考について了承された。

#### **(4) 特任講師の兼務発令について**

本件について、学長から発議及び事前配付資料5に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり助教に特任講師を兼務させることが了承された。

#### **2. 客員教授の称号付与について**

本件について、学長から発議及び事前配付資料6に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり客員教授の称号を付与することが了承された。

#### **3. 学則の一部改正について**

本件について、学長から発議があり、次いで西田学生支援課長から次のとおり説明があった。

①本改正は、医学科のカリキュラム改正（2015カリキュラム）及び道内国立大学による教養教育連携実施に伴い、所要の手续として行なうものであること。

②医学科のカリキュラム改正は、平成27年度入学者からの適用を目指し、2年次編入学者の入学時期を10月から4月に改めることも含め、昨年10月及び11月の教授会において、改正予定事項の内容について予め説明の上、各講座等からの意見を踏まえて整理してきたこと。

③道内国立大学連携による教養教育の単位互換授業についても、平成27年度から本格実施となることから、学則上に、授業の実施方法、認定科目等を明確化して本学における実施体制を整備する必要があること

引き続き、資料4-1～3に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり学則の一部改正が了承された。

なお、学則の一部改正の施行日は、平成27年4月1日からとする旨学長から付言があった。

#### **4. 医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程の一部改正について**

本件について、学長から発議があり、次いで西田学生支援課長から、医学科2015カリキュラムにおいて、基礎教育科目における選択科目の開講時期を第1学年までとし、第1学年末までに卒業要件単位の8単位を修得する旨の説明があり、引き続き資料5に基づき説明があった。

その後、審議の結果、医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程の一部改正が了承された。

#### **5. 医学科カリキュラム・ポリシー及びカリキュラム・マップの一部改訂について**

本件について、学長から発議があり、次いで教育研究センター長である千石教授から資料6-1～3に基づき説明があり、審議の結果、医学科カリキュラム・ポリシー及びカリキュラム・マップの一部改正することが了承された。

#### **6. 旭川医科大学病院臨床研究支援センターの設置について**

本件について、学長から発議があり、次いで、高井副学長からセンター設置の経

緯について次のとおり説明があった。

- ①臨床研究体制を強化する背景として、本学が北海道大学、札幌医科大学と連携して採択されている、文部科学省の「橋渡し研究加速化ネットワーク事業」において、各大学の研究シーズの発掘から臨床応用までのシームレスな研究支援体制の強化が求められていること。
- ②昨今の研究活動の不正問題で、臨床研究データの信頼性を確保する管理体制の整備が大学病院に求められていること。
- ③現行の治験支援センターを改組し、シーズ発掘・育成を担う「教育研究推進センター」と連携した「臨床研究支援センター」を設置することについて、研究戦略企画委員会と、その下にワーキンググループを設け、検討したこと。

次いで、教育研究推進センター長の船越教授から、資料7-1～2に基づき臨床研究支援組織について説明があった。

次いで、加藤研究支援課長から、資料7-3に基づき規程の説明の後、審議の結果、旭川医科大学病院臨床研究支援センターの設置が了承された。

## 7. 旭川医科大学病原体等安全管理規程（案）等について

学長から、本件について発議があり、次いで、研究戦略企画委員会委員長の船越教授から規程制定の経緯について次のとおり説明があった。

- ①平成25年度に国立大学動物実験施設協議会等が提供する「動物実験に関する相互検証プログラム」を受審したこと。
- ②各研究施設が、文部科学省の定めている「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針」を守っているかを外部の機関が検証するものであり、受審の結果「動物実験を含めた病原微生物の取扱いに関する統一的な取決めがないため速やかな整備を検討されたい」旨の改善意見を受けたこと。
- ③改善意見を受け、安全管理をより確かなものにするを目的として、全学で統一した病原体の管理、危機対応、取扱者の教育及び健康管理等について規程を定めることとしたこと。
- ④研究戦略企画委員会の下、専門的知識を有する教職員によるワーキンググループを組織し検討してきたこと。
- ⑤全学的な説明会を開催し、関係者へ周知する予定であること。

次いで、加藤研究支援課長から資料8-1～2に基づき説明の後、審議の結果、旭川医科大学病原体等安全管理規程が原案のとおり了承された。

## 報告事項

### 1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

#### (1) 教員の退職について

教員の退職予定者は、資料9のとおりであること。

(本報告事項については、議事の進行上、議題1(3)に先立って行われた。)

(2) 「国立大学法人法」の改正等に伴う「国立大学法人旭川医科大学学長選考規程」等の一部改正について

萩総務部長から，国立大学法人法の改正及び文部科学省から通知のあった，内部規則の総点検に伴い改正した旨の説明があり，資料10-1～3に基づき改正内容について説明があった。

次回の開催予定日

次回の教育研究評議会は，平成27年2月10日（火）午後2時45分から第二会議室において開催すること。